

中国税務速報

2013年3月19日

●1 不動産市場価額コントロールに関する通知

2013年2月26日国務院弁公庁は「不動産市場価額のコントロールの実施に関する通知」(国弁発(2013)17号)を公布しました。

これまで国税発(2006)108号の三に基づき、個人が中古不動産を譲渡する場合、取得原価の確認出来ない不動産について、販売価額の1%~3%に相当する個人所得税を納付することができましたが、国弁発(2013)17号の公布により、投機目的の不動産譲渡について、取得原価を徹底的に調査し、譲渡価額と取得原価の差額(譲渡所得)を厳密に計算したうえで、20%に相当する個人所得税を申告・納付しなければならないとされています。

不動産価額上昇が激しい都市には、中国人民銀行が2件目の不動産にかかる住宅ローンに対する頭金、貸付利率を引き上げることも可能としています。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/01/content_2342885.htm

●2 増値税改革における非居住者企業の企業所得税納付

国家税務総局は2月19日に「営業税から増値税への移行改革における非居住者企業の企業所得税納付の関係問題に関する通知」(国家税務総局公告2013年第9号)を公布しました。

当通達により、改革地区の対象非居住者企業がそれらの地区で獲得した所得(中国国内に機構・場所を設立していない、或いは、設立していてもそれらと関係がない場合)について、増値税を含まない収入全額を課税所得額とします。

当通達は、公布日から実施することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12224116.html>

●3 薬品技術譲渡に関する事項

国家食品薬品监督管理局は2月22日に「薬品生産品質管理規範の修正における薬品技術譲渡に関連する通知」(国食薬監注「2013」38号)を公布し、企業全体の移転、合併等の状況に関わる薬品技術譲渡の事項を明確にしました。

1. 以下の状況に該当する場合、薬品技術譲渡を申請することができます。

① 全体の移転或いは合併により移転する場合、原薬品生産企業の薬品生産技術は新薬品生産企業に譲渡することができる

② 組織再編において、薬品生産企業の一方が他方の50%以上の株式を持っている、または、両社とも同一企業に50%以上の株式を所有される場合、両者間に薬品技術を譲渡することが認められる

2. 上述の状況に該当する場合、品番ごとに申請し、品種受理、審査認可を取得した上で、販売することができます。

① 技術転出者は転出地の省レベルの薬品監督管理部門に申請し、認可を取得した後、転入者は転入地の省レベルの薬品監督管理部門に補充申請し、受理通知書を受け取る

② 受理された後、転入者は薬品品番ごとに所在地の薬品監督管理部門に今後の技術審査を受け、最終国家薬品监督管理局により薬品批准文号を発行する

3. 以下の状況に属する場合、薬品技術譲渡ができません。

① 転出者と転入者の営業登記が失効し、独自で民事責任を担当する

② 新薬品証書所有者の転出承認を得ていない

- ③ 転出者と転入者は有効な批准証明を提供できない
- ④ その他

<http://app1.sfda.gov.cn/WS01/CL0237/78577.html>

●4 地方政府債利息所得の免税扱い

財政部、国家税務総局は1月16日に「地方政府債券利息の所得税免税問題に関する通知」（財税「2013」5号）を公布し、2011年の財税「2011」76号を引き継ぎ、企業及び個人の取得した2012年及びそれ以後に発行された地方政府債券利息収入に対し、企業所得税と個人所得税を免除することを明確にしました。

<http://www.cnsr.com.cn/jtym/fgk/2013/2013011600000223320.shtml>

●5 中国鉄路総公司の設立

2013年3月14日の第二回全国人民大会一次会議で可決された国務院機関改革および機能転換方案により、中国政府は「中国鉄路総公司設立の関連問題に関する国務院の批復」（国函(2013)47号）を公布しました。中国鉄路総公司は中国国務院の認可を経て、「中華人民共和国全民所有制工業企業法」に基づき設立された中央政府が管理する国有独資企業であり、資本金は1兆360億元です。

中国政府は旧鉄道部の保有する資産・負債および人員を中国鉄路総公司に移管し、旧鉄道部傘下の18の鉄路局および3の運輸会社等をもって中国鉄路総公司に現物出資しました。中国鉄路総公司は設立後、旧鉄道部に対する税務の優遇措置を引き続き適用することになり、国務院・関連部門・地方政府が鉄道を対象としていた優遇政策も継続され、鉄道建設債券を引き続き政府支援債券とします。企業の新設・再編に関わる各種税金については、国家の規定に基づき徴収し、鉄道改革費用を増加させない方針となっています。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-03/14/content_2354218.htm